

マルサス、リカードウと同時代の救貧思想

早稲田大学 渡會勝義

1 問題とその背景

A. スミスは困窮の問題を特別に取り上げることはなかった。それは、当時においては、労働者の大部分が貧困な状態にあり、経済全体の発展(富の増加)によって全体の生活水準を引き上げることがまず要請されたからである。18 世紀後半から 19 世紀前半にかけて産業革命の進展とともに富の急激な増加があったが、同時に困窮(indigence)の増加があり、それに伴い救貧税の増大が生じた。ここで困窮とは、労働できないかあるいは労働できるとしても最低限必要な生活手段を得ることができない状態を意味する。労働はできるが低い生活水準しかできない状態という意味での貧困(poverty)とは区別される。マルサスとリカードウはスミスの問題意識を受け継ぎ、何よりもまず経済全体の発展により労働者一般の貧困状態を改善することを目指したが、救貧税の急増を背景として同時に困窮の問題をも取り上げ、解決策を追究した。

エリザベス 1 世の時代以来困窮救済の基本法として存在した救貧法に対する批判は、すでに 18 世紀後半においてバークやタウンゼンドによって行われていた。マルサスは人口原理に基づいて救貧法の廃止を主張し、リカードウはマルサスの議論を受け継ぎ救貧税による全剰余の吸収の恐れを表明し、より徹底的な救貧法廃止論を展開した。19 世紀初頭における救貧法撤廃論の高まりに対して、同時に根強い救貧法擁護論が存在し続けた。最も体系的に救貧の思想的根拠を検討し、救貧法擁護の議論を展開したのは神学者 W. ペイリーであった。1790 年代においてはベンサムがピットの救貧法改正案の提出を機に困窮の問題を研究し、救貧を効率的にするため救貧法および救貧行政の改革を主張した(但しベンサムの議論は 1830 年代以前にはほとんど影響を持たなかった)。また F.M. イーデンの貧困研究があり、貧困(困窮)問題への関心を喚起した。救貧法廃止論がもっとも高まった 1810 年代に、マルサスやリカードウの議論に対抗して経済的根拠に基づき救貧法擁護論を展開したのは、E. コブルストンである。福音派の人々は、慈善に熱心に取り組み救貧法の必要性をみとめながらも、貧民のモラルを向上させる方向での救貧法改革を主張した(例えば、T. Bernard, J. Bicheno)。こうした流れとは別に、人間の自然権思想に基づき、救貧法を批判し、福祉国家的構想を提示した T. ペインの議論があった(『人間の権利』1791-2)。

以下では主として 18 世紀末から 1820 代までの困窮をめぐる議論を対象とし、まずマルサスとリカードウの救貧法廃止論を見る。続いてペイリーの救貧法擁護の議論を取り上げ、コブルストンの貧困(及び困窮)と救貧法についての議論を検討する。主要な論点は、困窮の原因は何か、困窮は傾向的に増加したのか、そして救貧負担は増加したのか、救貧法は困窮を増加させる傾向をもったのか、救貧はどのような方法によるべきか、つまり私的慈善によるかあるいは法律によるべきか、ということである。困窮に関する議論を検討する上で重要なのは、労働無能力者と労働能力者の区別である。労働無能力者の救済の必要性については、その方法は別としても、意見の相違はなかったといっていよい。労働能力者の困窮に関しては、その原因を個人に帰するか社会的原因に求めるかで、救済の必要性の見解は大きく分かれた。

19 世紀前半の主要な事実経過を簡単に見ておくと、1810 年代における救貧法批判の高ま

りの中で救貧法特別委員会が設けられ、救貧支出を制限する方向での改革の勧告を含む報告が提出された(1817)。この報告に基づいて委員会の委員長スタージス・ボーンによる救貧法の改革が行われた(1918, 19)。この改革が功を奏したのか、1820年代において救貧支出は減少傾向を示した。しかし下層民の不満は高まり、20年代末から1830年にかけて全国的な暴動が発生した。この状況に対して1832年に王立救貧法調査委員会が設置され、1834年にはその報告に基づき、救貧法の大幅な改正が行われた(新救貧法の成立)。それは、救貧行政の中央集権化、院外救済の原則廃止、劣等処遇の原則の確立を主要内容とするもので、明らかに公的な救貧を制限し、労働者の自立を促すことを目指していた。

2 救貧法廃止論の展開 - マルサス、リカードウ

2-1 マルサスの救貧法廃止論

マルサスは、労働者の一般的境遇を改善し、さらに困窮を軽減するものとして食糧を生産する農業の発展、そして後(『人口論』第5版以降)には国内の農業と工業の均衡的発展を追求し、そしてそのためにある程度の農業保護を主張した。マルサスは賃金基金説的な考えもち、労働組合の労働者全体の生活水準向上効果については否定的であった。

『人口論』初版(1798)の主要テーマは、ゴドウィンらの楽観的な平等社会の構想を人口原理に基づき批判することであった。この議論自体が困窮の問題に関連するのだが、『人口論』初版は同時に現実に存在する救貧法の批判を含んでいた。そして困窮の問題は『人口論』第2版(1803)以降マルサスの主要テーマになった。人口原理にもとづくマルサスの救貧法廃止論は論争を引き起こし、以後の議論に大きな影響を与えた。マルサスの思想は『人口論』の改訂が進むにつれて変化を見せたのであるが、彼の困窮と救貧法についての基本的な考えを要約的に命題の形で示せば、次のようになるであろう。

- 1) 困窮の基本原因は人口原理にある。
- 2) 救貧法は予防的制限を弱め、人口増加を促進する。
- 3) 救貧法は食糧生産を増加させない。
- 4) 救貧法は困窮を減少させるのではなく、逆に増加させる。

マルサスによれば困窮の基本原因は人口の原理という自然の要因にあり、したがって困窮を完全になくすことはできず、軽減のみが可能である。困窮の軽減策として、救貧法および居住法の廃止、そのための手続きとしてある時点以降の子供への公的救済の廃止、道徳的抑制の労働者階級における普及、そしてその普及のために庶民教育、労働者の政治へのある程度の参加、平等な法律の制定を主張した。マルサスは過度な資本蓄積による一般的供給過剰の発生による失業(それによる困窮)を認識し、つまり個人の責任によらない困窮の原因を認め、その短期的対策として公共事業と移民(但しこれについては消極的)を認めた。マルサスは救貧法の廃止を主張した。しかし公的な救済を廃止しても困窮は残る。救貧法(公的救済)の廃止後の困窮の救済は私的慈善によらざるを得ない。マルサスは私的慈善のあり方についても人口原理の観点から、労働者の依存心を生むようなものであってはならないとした。労働無能力者の困窮の私的慈善による救済は当然必要であるにしても、労働能力がありながら労働を忌避する者が慈善によって救済されるべきかという問題に関し、マルサスは否定的な方向に傾いた(『人口論』第2版)が、後にその点を曖昧にする。マルサスは救貧法の予防的制限を弱め人口増加を促進し困窮を生む有害な影響についての考えを徐々に緩和し、最終的には救貧法廃止の主張を撤回するに至ったという主張があるが、この点については後に触れる。

2-2 リカードウの救貧論

リカードウはマルサスとは異なって、労働者の一般的境遇改善策として、国際分業にもとづく経済発展を追求した。すなわち工業製品の輸出、食糧輸入の自由化による経済発展を主張したのである。またリカードウは労働組合の労働者の境遇改善効果をみとめ、労働組合に対して肯定的であり、法律による労働市場における公正な競争の確立の必要性を主張した点でもマルサスと異なっていた。リカードウの主たる関心が経済全体の発展にあったのは事実であるが、同時に困窮の問題にも重大な関心を抱いていた。

困窮の問題については、命題3)を除き、マルサスの主要命題を受け入れた。そしてマルサスよりも強い懸念を救貧法に対して抱いた。救貧税は社会の剰余をすべて吸収してしまうという懸念を表明し、救貧法の廃止を主張した、そのために救貧法の適用範囲をまず無能力者に限定することを考えた。困窮軽減策についても基本的にマルサスの考えを支持するが、短期的対策としての公共事業については「大蔵省見解」によりその経済全体の雇用増加効果を否定し、反対した。私的慈善についてはマルサスよりも積極的であった。救貧法廃止のためにも労働者の教育と一般的境遇の改善が必要であるが、リカードウは自分で貧民の子弟のための学校を運営し、労働者の日常生活条件を改善するために貯蓄銀行の設立と運営に携わった。労働能力者で労働を忌避する者の救済についてリカードウは否定的で、その救済をなくすことで労働し自立する方向に導くべきと考えた(リカードウにはひとは経験することではじめて学ぶという考えがあった)。労働の能力と意思がある労働者の失業による困窮の可能性については、『原理』第3版での機械論の導入まではほとんど認識していなかったといっている。

貯蓄銀行をめぐるリカードウは、次のような議論を展開した。リカードウによれば、貯蓄銀行は労働者の生活状態を改善するのに有効である。貯蓄銀行は、労働者の独立心と慎慮を形成し、救貧法の撤廃につながる。救貧法の撤廃は実質賃金率の上昇をもたらす(リカードウの理論モデルでは定常状態以前では実質賃金率は生存水準を上回るが、救貧法や穀物法などの阻害要因のために現実の賃金は生存水準に近いと認識された)。逆にそれは貯蓄銀行の成功をもたらす(両者の相互依存関係)。貯蓄銀行が成功するためには、預金者は自らの預金の管理に対して監視機能を持たなければならず、これは法律によって保証される必要がある。貯蓄銀行の預金者は、救貧対象から除外されなければならない。貯蓄銀行そのものが救貧法の廃止を目指すものであり、そのため救貧法の適用対象は制限されなければならない。ローズ法案(1816)の貯蓄銀行の預金に対する特別に高い利子率の保証と各預金者の預金額に制限を設けないままの元本保証は、国民経済に大きな負担をもたらす、不当で不必要である。預金者にとって重要なのは元本保証であり、その保証のために必要ならば各預金者の預金額に上限を設けるべきであるとする。リカードウは、経済学者として経済全体のことを視野に入れながら、私的慈善としての貯蓄銀行の現実的存続の可能性を追求したといえよう。なお、友愛組合(friendly societies)の労働者の生活改善効果については、リカードウは否定的であった。リカードウは『原理』第3版において機械の導入による個人の責任を超える失業の可能性について認めたが、このことが彼の困窮救済の考え方にどのような影響を与えたかは不明である。

3 救貧法擁護論 - ペイリー、コブルストン

救貧法廃止論対抗してペイリーは、公的救済を含めて困窮救済の哲学的根拠を神学にもとづいて体系的に検討し、救貧法を擁護する見解を示した。ペイリーの著書は大学でひろくテキストブックとして読まれ、支配階層(地主層)に大きな影響を及ぼした点で重要である。

コブルストンは、ペイリーと同じく聖職者であったが、神学ではなく経済的な分析に基づいて救貧法を擁護した。

3-1 ペイリーの議論

ペイリーによる救貧の哲学的根拠の検討は、*The Principles of Moral and Political Philosophy*(2vols., 1st ed., 1785)において行われている(ここでは第4版、1787年をもちいる)。ペイリーの議論の根本にあるのは、神の意思である。

神の意思は、すべての人間(彼の被造物)の生存と幸福であるという。そしてひとは神の意志に従わなければならない。したがって、すべての人間の生存と幸福に貢献することが、我々の道徳的義務である。権利(right)とは、正しいことである。正しいとは、神の意思と整合的であることを意味する。例えば、ある人がある土地に対して権利を持つとは、その人がその土地を保有することが神の意思と整合的であることを意味する。私有財産は、大地の生産物を増加させ、大地の生産物を保存し、争いを防ぎ、交換を可能にし、交換は分業を可能にさせ発達させる。分業の発達は、さらに富の生産を増加させる。したがって、私有財産は、すべての人の生存を保証し幸福を増大させるという神の意思と整合的である。この意思と整合的であるという条件の下に、私有財産権は神により承認されたのである。私有財産権は、現実には土地の法(人間がつくる法律)によって確立されるが、この法律は神の意思と整合的である。

ペイリーは、社会における階層構造を前提とし、慈善とは「目下の者の幸福を増進すること」と定義する(p.231)。公的な救貧も、この意味での慈善に含まれる。神の意思は、すべての人びとの生存の保証と幸福の増大である。ひとは神の意志に従う義務がある。したがって余裕のある人(つまり目下の者をもつひと)は、慈善を行う義務がある(道徳的義務)。以上のように、ペイリーは慈善の哲学的根拠を与える。

ペイリーによれば、困窮は法律によって救済される必要がある。「金持ちは自分で自分の面倒を見ることができるという明らかな理由によって、貧民の世話はすべての法律の主要な目標でなければならない。無能力者の救済、そして勤労貧民の保護と励ましのために、多くのことが、この国の法律によってなされてきたし、またより多くのことがなされるであろう。」(I, p.241)救貧法による救済は、税の徴収を伴い、税の徴収は私有財産の侵害を意味する。しかし、この場合の私有財産の侵害は、神の意思によって正当化される。なぜなら、すべてのひとの生存の保証は神の意思であり、私有財産は神の意思と整合的であるという条件の下で、神によって承認されたからである。私有財産による財産の不平等の結果、生存を脅かされるひとがいるとすれば、その人の生存の保証は私有財産権に優先する。ひとの生存を脅かすまでの私有財産権は認められないのである。逆に見ると、貧民は困窮に陥った場合、救済を受ける権利を持っている。しかしこの権利は、ペイリーの言う不完全な権利であり、貧民の側から確定的な救済を要求することができるわけではない。重要な点は、ペイリーの考えでは救貧法による救済(公的救済)も慈善として認識されていたことである。ペイリーは困窮の基本的な原因を私有財産制による不平等の発生に求めたと思われる。私有財産制そのものは神の意思と整合的であるとしても、それが過度の不平等をもたらす生存を脅かされるひとが出る場合、それは救済されなければならないと考えたのである。

3-2 コブルストンの議論

コブルストン(Copleston, Edward)は、OxfordのOriel CollegeのProvost、後にBishop of Llandaffであった。コブルストンは1819年にピール宛の2つの公開書簡を書き、困窮

の基本的原因を貨幣価値の急激な変動に求め、救貧法の必要性を擁護し、かつ救貧法の改革を主張した。彼の議論は経済的分析に基づくもので、マルサスやリカードの救貧法廃止の主張の根拠そのものを批判している点で重要であり、マルサス、リカードに影響を与えたと思われる。コプルスTONは1819年に2つのピットへの公開書簡を公刊し、特に貨幣価値の変動と困窮の関係、救貧法との関連を検討し、救貧法の必要性を主張した。

第1書簡においてコプルスTONは、貨幣価値の変化(特に貨幣価値の低下)の下層階級に対する抑圧的な影響の存在を主張し、貨幣価値の低下が貧困(そして困窮)増大の主要原因であり、貨幣価値の低下のもとで救貧法は成立したとする。そして貨幣価値低下の下層階級に対する有害な影響のゆえに、貨幣価値の安定のために現金支払いの再開を主張する。コプルスTONによれば、貨幣価値を安定的(あるいは固定的)と見なす本来的傾向が人々にはある。そのために貨幣の増加によって貨幣価値が低下したとき、そのことの認識は遅れ貨幣価値の低下への貨幣賃金率の調整は遅れ、下層階級に有害な効果がもたらされる。より具体的に言えば、貨幣価値が低下するとき、一般的に価格が上昇し、新しい貨幣価値に対する調整が行われ、最終的には当初の相対価値が回復される。しかしすべてのものの価格が一様に化するわけではない。一般的には、必要性の高いものほど速く調整が行われ、また速く処分しなければならないものほど調整が遅くなる。買うだけで売るものをもたないひとほど、不利な影響を被る(年金生活者など)。労働者は、この過程で高く買い、安く売ること余儀なくされる(彼は労働を速く売らなければならない)。コプルスTONによれば、農業労働者は不利な影響を特に強く受ける。彼は有利な市場へ容易に移動することができないからである。

救貧法の成立の歴史を見れば、救貧法はエリザベス1世の時代の貨幣価値低下(南アメリカの鉱山の発見による貴金属供給の増加による)のもとでの困窮の増大を背景として成立した。そして18世紀なかばから19世紀初頭にかけての状況は16世紀の状況と似ているという。銀行の普及と信用の発展による貨幣(貴金属)価値の低下(自然的低下)に1797年以来の現金支払い停止のもとでの紙幣発行の増加による貨幣価値の低下(人為的低下)が重なり、困窮が増大したとする。

第2書簡においては、現金支払いへの準備なしの再開が貨幣価値の急激な上昇(物価の低下)をもたらし、産業、特に農業に大きな打撃を与え、失業を増大させ、困窮と貧困を増大させるとして、漸進的な不換紙幣の減少、そしてその上での現金支払いの再開を主張する。コプルスTONによれば、貨幣価値の急激な変化は、上下のどちらの方向であれ、労働者階級に不利な影響をもたらし、貧困(そして困窮)を増大させる。貨幣価値の変化は避けることができないので、救貧法の存在は必要である。現金支払いの再開に伴う失業の増大に対する対策として、民間産業と競合しないという理由で公共事業への労働雇用をあげる。

コプルスTONは、人口を増大させ困窮を増加させる救貧法の本来的傾向を否定する(マルサスの議論の否定)。また18世紀以来救貧負担が傾向的に増加したという救貧法撤廃論者の主張を否定する。コプルスTONは、救貧法の歴史を検討し、大ざっぱであるけれども救貧支出、人口、物価などのデータの具体的な分析により(それによれば、人口の増加と物価の上昇を考慮に入れた場合の推定救貧支出額よりも現実の救貧支出額の方が少ない時期がある)、物価の上昇と人口の増加を考慮すれば救貧負担が傾向的に増加したということとはできないと結論する。したがってリカードのいう、救貧法的全剰余の吸収の懸念(この懸念は当時かなり広くあった)も否定される(リカードは第2書簡を丹念に検討した)。

コプルスTONの考えでは、困窮の基本的な原因は貨幣価値の変動にある。そして貨幣価値の不換紙幣の増発や金属貨幣の改鋳などによる人為的な変動は回避可能であるとしても、

貴金属の供給増加や需要の増加などの自然的な原因による変動が避けられない、したがって救貧法は必要である。しかしながらコブルスンは、救貧法の改正の必要をみとめ、特にスピーナムランド制の廃止、弛緩した救貧行政の改善を主張した。貯蓄銀行についてはその有効性をみとめ(労働者の慎慮、自立心、節約心の涵養)、リカードウと同様な議論を展開する(特権的な高利子率の批判、元本保証の重要性など)。友愛組合については、労働者の自立心を促進しないものとして否定的であった。

4 結語 - 救貧法廃止論と擁護論は、根本的に対立するか

以上のように 18 世紀末から 19 世紀初頭にかけてのイングランドにおいては、救貧税の急増を背景として救貧法をめぐる激しい論争が展開された。しかし、救貧法廃止論と救貧法擁護論は、根本的に対立する関係にあったのであろうか。最後にこの問題を検討しよう。

忘れてならないのは、両者とも困窮の私的慈善による救済の必要性を認めていることである。救貧法擁護論は慈善の義務をも主張するが、慈善が広く行われれば、逆に救貧法の必要性は減少する。救貧法廃止論はやはり私的慈善は否定しない。私的慈善が行きわたり、かつ労働者階級の自立心、慎慮が高まれば、救貧法は大きな害悪を及ぼさないで、救貧法廃止の必要性は低下する。

マルサスは救貧法撤廃の主張を後に放棄したとされる(例えば、Waterman, 2002)。しかし、マルサスが述べたのは、労働者階級が広く自立心と慎慮を身につけ、彼らの間に道徳的抑制が普及する状態にいたれば、救貧法をしいて撤廃しなくても、その弊害は大きくない、という主旨であったとみるべきであろう(Godwin の人口に関する著作に対するマルサスの書評。Edinburgh Review, 1821)。

1834 年の新救貧法は、救貧行政の貧民にとってより厳しい方向での、つまり公的救済を制限する方向での改革で、労働者の自立を促すことを目標としたといえる。弛緩した救貧行政の改革は、救貧法廃止論、擁護論のいずれにおいても主張されたことである。大幅な改革はなされたが救貧法そのものは廃止されず、20 世紀の半ばに至るまで存在し続けた。この背景には、イングランドの支配層における温情主義(paternalism)にもとづく救貧法擁護論が存在したことがあった。私的慈善も救貧法による救済も温情主義にもとづいていたのであって、後の福祉国家はこうした温情主義の延長線上ではなく、それを超えたところに成立したと見るべきであろう。

主要参考文献：

Copleston(Edward), *A Letter to the Right Hon. Robert Peel, M.P. for the University of Oxford, on the Pernicious Effects of a Variable Standard of Value, especially as it regards the condition of the lower orders and the Poor Laws*, 1819 .

Copleston(Edward), *A Second Letter to the Right Hon. Robert Peel, M.P. for the University of Oxford, on the Causes of the Increase of Pauperism, and on the Poor Laws*, 1819.

Malthus(T.R.), *An Essay on the Principle of Population*, editions 1-6(1798-1826).

Paley(William), *The Principles of Moral and Political Philosophy*, 2vols, 4th edition, 1787.

Ricardo(David), *The Works and Correspondence of David Ricardo*, ed. by Sraffa(Piero).